

委託事業者の選定に関する仕様書について
(第4次朝霞市生涯学習計画策定支援業務委託仕様書)

1 業務名

第4次朝霞市生涯学習計画策定支援業務委託

2 目的

第4次朝霞市生涯学習計画の策定業務が、効率的かつ円滑に遂行できるよう、専門的見地から、市民や団体等のニーズに基づく事業量を把握するための調査の集計・分析・評価を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月 24 日までとする。

【業務委託に含まれるもの】

(1)朝霞市生涯学習に関するアンケートの集計・分析・評価

4 業務規模

本業務の上限価格は、2,755,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

5 業務内容

(1)アンケート調査の集計・分析・評価

委託者が実施するアンケート調査にかかる集計・分析・評価を行うものとする。

また、集計等に使用するデータは、DVD-ROMなどの電子記憶媒体に記録し、委託者が受託者に提供する。

①集計及び分析

調査結果の単純集計、分析に必要なクロス集計のほか、自由回答の取りまとめを行い、アンケート調査結果報告書を作成する。

②成果品

次の電子データを納入する。なお、納入に当たっては必要な審査及び検査を受けるものとする。その結果、成果品について、本仕様書及び打ち合わせ協議による市の要求を満たさない場合は、速やかに修正等を行うものとする。

●調査報告書データ(上記5-(1)を包含するもの)

・A4判/カラー/100頁程度/DVD-ROMなどの電子記憶媒体に記録し納入するものとする。

※PDF形式及び修正可能な形式(Word等)の2種類を記録すること。

●調査関連のデータ一式

・Word, Excel, PDF等をDVD-ROMなどの電子記憶媒体に記録し納入するものとする。

③スケジュール(予定)

月 日	概 要
令和7年10月中旬	契約
令和7年2月上旬から下旬	アンケート調査集計、分析、報告書納品

6 作業の企画

令和7年度における作業内容及びスケジュール等を作成して提出する。

7 業務委託料の支払い方法

1回(業務完了検査後)

8 注意事項

- (1)本仕様書に記載のない事項については、市及び受注者が協議の上これを定める。
- (2)受注者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について、事前に打ち合わせを行うものとする。また、業務履行中の打ち合わせは必要に応じて行うものとする。
- (3)成果品の所有権はすべて市に帰属し、理由の如何を問わず複写及び第三者への提供を行うことはできないものとする。
- (4)受注者は、本業務の履行に当たっては、法令(市の条例、規則その他の例規を含む。)を遵守すること。特に個人情報の管理及び取り扱い等には、細心の注意を払うものとする。
- (5)委託業務終了後に過失、疎漏に起因する不良箇所があったときは、市が必要と認める修正又は補足、その他の必要な作業を受注者が、自らの費用負担で行うものとする。
- (6)受注者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできないものとする。ただし、市の承諾を得たときは、この限りではない。

9 参考

(1)アンケート調査の対象者、対象者数及び設問数は以下のとおり予定している。

種別		対象数 (予定)	設問数 (予定)
I	朝霞市在住の満 17 歳の市民	300 人	37 問
II	朝霞市在住の満 20 歳以上の市民	1,500 人	37 問
III	朝霞市内で生涯学習活動を行う団体	100 団体	17 問
IV	朝霞市商工会加盟事業所	100 社	14問
V	朝霞市在住の小学5年生	1,050 人	15 問
VI	朝霞市在住の中学2年生	400 人	15 問